

国際私法学会理事会議事録

日 時: 2017 年 12 月 15 日提案・同年 12 月 22 日決定

方 法: 電子メール

送信先: 理事・監事全員

結 果: 理事長より下記の審議事項中の議題についての提案を全ての理事及び監事に通知し、その議題について議決に加わることのできる理事全員が賛成し、かつ、監事が異議を述べなかつたことから、定款 29 条 3 項本文により、原案通り可決された。また、「その他」に記載の通り、理事長より、理事会への規則案の提案に先立ち、理事・監事の感触を求める旨の表明があり、若干の意見が表明された。

記

【審議事項】:

議題 1: 2018 年度研究大会の報告者公募に応募した会員を報告者として認めること

神前研究企画主任より、『国際私法学会公募制実施要領 5. 審査方法』に従い、審査委員 2 名の判断とそれを受けた研究企画委員会の意見として報告を可とする旨判断されたこと、また、「理事会の承認をもって報告者を決定する。」とされていることから、理事会の議決を求めるとの提案があった旨、理事長から説明があった。

(なお、応募者名は議事録においては匿名といたします。)

【その他】

1. 通信手段による理事会出席等に関する規則を定めることの当否

理事・監事ご自身の身体上の問題、外国出張等のほか、親族等の介護等のために理事会に物理的に出席することができない方がいらっしゃる場合、通信環境その他の状況によっては、通信手段を通じて出席等をしてよいこととすることは、理事会が定款上与えられている機能を果たす上で一定の意義があると思われることから、理事会にスカイプ等を通じて出席し、議決権行使を認めること、その条件等についてのご感触を伺いたい旨理事長から表明があった。

なお、添付の規則案は、あくまで具体的な議論を可能とするためのたたき台として提示されたものである。

以上の通り間違ひありません。

2018 年 3 月 7 日

議事録作成者(理事長): 直井正人

議事録署名人: 中西亮

資料 1

通信手段による理事会への出席及び理事会における議決権行使に関する規則(案)

年　月　日理事会決定

第 1 条:目的

この規則は、国際私法学会定款(以下、「定款」という。)第 29 条が、インターネットを介する方法その他理事会の他の出席者との間で円滑な意思疎通ができる通信手段(以下、「通信手段」という。)を用いて発言等ができる場合を出席と扱うこと、及び通信手段を用いて議決権行使することを妨げるものではないことを前提に、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条:通信手段による出席等ができる場合

理事及び監事は、外国滞在、身体の不自由、親族等の介護その他真にやむを得ない事情がある場合に限り、通信手段による出席及び議決権行使を申し出ることができる。

第 3 条:通信手段による出席等の申し出

1. 理事及び監事は、通信手段による出席及び議決権行使を希望する場合には、理事会開催の 1か月前までに理事長に申し出なければならない。
2. 理事長は、前項の申し出があった場合には、できる限りそれを実現するよう努めなければならない。その実現にかかる経費は国際私法学会の負担とする。
3. 理事会の物理的な開催場所その他の事情により、通信手段による出席及び議決権行使を可能とすことができない場合には、理事長は第 1 項の申し出をした理事及び監事に対してその旨を伝えなければならない。
4. 前項の場合には、第 1 項の申し出をした理事及び監事は、申し出の撤回、委任状による出席又は欠席のいずれかのみを選択することができる。
5. 理事長が通信手段による出席及び議決権行使を希望する場合には、第 2 項及び第 3 項の理事長は定款第 21 条第 4 項に定める理事長に事故あるときの職務代行者とする。

第 4 条:通信手段による出席及び議決権行使をする場合の制約

通信手段による出席及び議決権行使が認められた理事は、理事長の選任に関する議案については欠席しているものとみなし、議決権を行使することはできない。

第 5 条:議事録への記載

理事又は監事が通信手段による出席及び議決権行使をしたときは、議事録にその旨を記載しなければならない。

附則

1. この規則は、 年　月　日から施行する。